処	分 等 の 種	類	免許取消
事	実 発 生 年 月	日	
事	実 探 知 の 動	機	宅地建物取引業免許申請に基づく資格調査
聴	聞 年 月	日	
処	分 年 月	日	令和5年8月31日
違	反条項又は該当	条項	宅地建物取引業法第5条第1項第6号
処	分等の根拠 🦠	※ 項	宅地建物取引業法第66条第1項第3号
被	商号又は名	称	日本住宅販売(株)
処	代 表	者	藤山 大將
分	免許番号及び免許年	月日	北海道知事 石狩(3)第7535号 平成30年9月3日
者	主たる事務所の所	在地	北海道札幌市東区北二十二条東三丁目1番35号

## 処分等の理由

代表取締役が宅地建物取引業法第5条第1項第6号に規定する欠格事由に該当することが判明 した。このことは、宅地建物取引業法第66条第1項第3号に該当する。

原 因 者

- ・業者個人又は法人である業者の代表者(取引士資格あり/なし)
- ・代表者以外の役員又は政令使用人(取引士資格あり/なし)
- ・一般セールスマン(取引士資格あり/なし)

## (記載上の注意)

- 1 記入該当事項がないときは、該当欄に斜線を引いてください。
- 2 違反条項又は該当条項欄は、違反態様が重複するものについては、主な違反条文とその他の 違反条文(従)とに分けて記載してください。この場合、主な違反条文は、必ず一つとしてく ださい。
- 3 処分等の理由欄は、違反事実がよくわかるように具体的に記載してください。
- 4 原因者欄は、該当するものに○をつけてください。原因者とは、トラブルの中で実質的に責任が最も重いと判断される者をいい、複数の取引が原因で複数の者が責任ある場合には、2つ以上の○をつけても構いません。